

令和5年度

第12回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和6年3月21日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年3月21日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 19人

- 1番 合田 政光 (会長)
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>
- 議案第5号 非農地証明について <農業委員会許可>
- 議案第6号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について
- 議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 議案第8号 農地法第18条の規定による許可申請について <香川県知事許可>

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	片桐 崇之
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

事務局長 ただ今から令和 5 年度観音寺市農業委員会第 12 回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規程に基づき、現に在任する委員 19 人の過半である 19 人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしく願いいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に基づき議事録署名委員を 2 名指名させていただきます。

署名委員さんは 2 番 森川 敏博 委員、並びに 17 番 田中 光雅 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。今回、受付番号 8、9 番で山岡都男委員の案件がありますので、山岡委員はご退席ください。

事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第 1 号について説明させていただきますので、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可する。

令和 6 年 3 月 21 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 20 件です。

議案書 3 ページをご覧ください。

1 番の申請は隣接する土地建物とともに申請地も所有権移転する案件です。

譲渡人は県外在住かつ高齢のため所有地の処分を希望しておりました。そこで、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は申請地を家庭菜園として利用予定です。

2 番の申請地の南側と西側の農地が譲受人の農地であり、今後の農地利用を検討し双方で相談の結果、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

3 番の案件は残存小作解消のため、小作側であった譲受人が所有権を取得するものです。譲渡人は相続により農地を取得したものの、市外在住の非農家であったことから当該農地について譲受人と相談し本件にいたしました。

4 番と 5 番の申請地は隣接しており、同じ譲受人が取得する案件です。

2 つの申請地は所有者は別でしたが、元々は同じ担い手に貸借していたものの、返還となったことから、新たな担い手を探しておりました。

一方で、譲受人は台帳上の経営面積はありませんが、別世帯の親世帯の農地にて営農しておりました。規模拡大を考えていたところ、隣接する 2 枚の農地の耕作者を探している話を聞き、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

6 番の譲渡人は、相続人が不存在となり相続財産管理人が選任されている状態で、財産処分を行っている状況でした。そこで、譲受人と有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

7 番の譲渡人は、令和 4 年 5 月に亡くなり、公正証書による遺言執行人が選任されていたことから、遺言執行人が農地の処分を行っておりました。申請地について、隣接地にて耕作する譲受人に打診し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

8 番と 9 番の案件は互いの農地を交換する案件です。

10番と11番の案件は登記上の農地の形状と実際の農地の形状が違っていたため、実際の形状に登記を修正し、名義もそれに合わせるために申請された案件です。双方の申請者は親戚関係で、問題ないものと考えます。

12番の譲渡人は、子世代の居住地への引っ越しを予定しており、申請地が唯一残っていた所有地であったことから、所有権移転先を探しておりました。

譲受人は、近隣に居住していることから有償の所有権移転をすることで同意したものです。

子世代が九州におり、そちらへの引っ越しするため申請地の処分を希望していた。

13番の譲渡人と譲受人は兄弟で、過去に農地等をそれぞれ相続したものの、手違いにより譲受人に相続を考えていた農地を市外在住の譲渡人へ相続しておりました。申請地の管理は譲受人が行っていることから、現状に合うように所有権移転のため本件の申請に至ったものです。

14番の申請は、隣接する土地建物とともに申請地も合わせて購入する案件です。譲渡人は相続により共有名義となりましたが、申請地とその隣接する土地建物を売りに出しておりました。そこで、譲受人と有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

15番の譲渡人は、市外在住のため農地の処分を検討しておりました。そこで南東側の土地所有者である譲受人に打診し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人の台帳上の経営農地はありませんが、隣接する宅地にて家庭菜園のように営農しております。本件により申請地も含め一体として利用できるようになることから、問題ないものと考えます。

16番の譲渡人は、年齢から経営規模の縮小を考えておりました。そこで、譲受人と相談し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

17番の譲渡人は、県外在住でのため農地を譲受人と貸借しておりましたが、今後も県外での居住予定であったことから、譲受人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は、これまでも貸借で申請地を耕作しており問題ないと考えます。

18番と19番の譲渡人は親族で、譲受人は同一です。譲受人は申請地の近隣で畜産を営んでおり、今後の農地利用について相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

20番の譲受人は、四国中央市で営農開始したものの、農地の貸借が進まなかったことから、箕浦地区の農地の貸借について相談を受けておりました。推進委員や地元の人と話をしてもらい、今回の申請地を無償で所有権移転することとなったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1、2番について、私から補足説明をします。別に問題ありません。

議長（会長） 3番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4、5番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8、9番について、合田 朝子 委員 補足説明をお願いします。

合田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 10番から12番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 13番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

藤岡委員 別に問題ありません。

議長（会長） 14番から16番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。
議長（会長） 17 番について、石川 太郎 委員 補足説明をお願いします。
石川委員 別に問題ありません。
議長（会長） 18 番、19 番について、高橋 昌寿 委員 補足説明をお願いします。
高橋委員 別に問題ありません。
議長（会長） 20 番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。
大西委員 別に問題ありません。
議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。
議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 2 号について説明させていただきますので、議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和 6 年 3 月 21 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 2 件です。

1 番の申請者は高橋 茂様です。転用目的は共同住宅です。

申請場所は、出作町字大道上 625 番外 2 筆で市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 937 m²です。

利用計画ですが、共同住宅 2 棟、駐輪場 1 棟、ボンベ庫 1 棟、合計 308.24 m²を建築予定です。

資金計画は、造成費 1400 万円、建築費 1 億円で、合計 1 億 1400 万円を借入金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、アパート経営を行い生活の糧にしようと考えて、所有農地から候補を考えてたところ、主要幹線道路近くであり、近隣が宅地化した申請地で建設することが決まり転用申請に至りました。

2 番の申請者は高橋 茂様です。

転用目的は農業用倉庫・納屋用地で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、出作町字大道下 944 番 2 で市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は 333 m²です。

利用計画ですが、納屋 3 棟平屋建、合計 m² 200.24 m²です。

申請地は昭和 28 年頃から鶏舎として利用しており、現在は農業用倉庫として利用しています。

申請者から今後このようなことが無いよう、始末書を付しての転用申請です。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思えます。1 番、2 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 3 号について説明させていただきますので、議案書の 10 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 6 年 3 月 21 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 7 件です。

1 番の申請者は堀川 大智様です。

転用目的は分家住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字大髭 1463 番 1 外 1 筆で、市道に接する第 2 種農地であり転用面積 342 m²で、併せ地は宅地 155.91 m²、合計で 497.91 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟、カーポート 1 棟の合計 125.61 m²で土地利用率は 25.23%です。

資金計画は、土地代 150 万円、建築費 3850 万円で、合計 4000 万円を借入金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、現在借家に住んでおり、子どもが生まれ、手狭になってきたので、実家近くに家を建てたいと考え、土地を探したところ、農地の管理に苦慮していた譲渡し人と話がまとまり、転用申請に至りました。

2 番の申請者は三宅産業株式会社 代表取締役 三宅 慎二様で、坂本町に主たる事務所を置き、S31 設立、資本金 4800 万円で、電気設備工事や不動産の賃貸業を営む法人です。

転用目的は宅地拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、本大町字江藤道東 798 番 7 で、県道に接する第 2 種農地であり、転用面積は 16 m²です。併せ地は宅地 333.64 m²、合計で 349.64 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟、物置 1 棟、全体で 173.11 m²で土地利用率は 49.51%です。

資金計画は、土地代 75 万円を自己資金で賄うものです。

転用に及んだ理由ですが、所有者から空き家を売りたいと相談があり、既存住宅の傷み具合が小さく、リフォームすることにより不動産流通できると考え、購入予定です。今回、その不動産の中に無断転用地があったので、始末書を付しての転用申請です。

3 番の申請者は株式会社 安藤・間 四国支店 支店長 田邊 裕之様で、香川県高松市片原町に主たる事務所を置き H25 設立、資本金 17 億円で、総合建設業を営む法人です。

転用目的は土砂置き場で、賃借権設定しようとするものです。

申請場所は、古川町字南下 1143 番 1 外 2 筆で、市道から 200 メートル入った農振農用地であり、転用面積は 3571 m²です。

資金計画は、造成費 300 万円を自己資金で賄うものです。

スマートインターの工事で NEXCO が準備している残土置き場では仮置き場が足りなくなったので、今回受注業者である申請者が起業地附近で賃借できる農地を探したところ、NEXCO 借り入れ地近隣で了承を得ることができたので、一時転用申請に至りました。期間は、2 年後の令和 8 年 4 月末を予定しています。

4 番の申請者は NGUYEN THI DAT (グエン) 様です。

転用目的は農地造成で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町井関字久保 598 番外 3 筆で、市道に接する農振農用地であり、転用面積は 2573 m²です。併せ地は 28 m²、合計で 2,601 m²です。

資金計画は、造成費 100 万円を自己資金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、農地を利用する上で、地番面が低く、排水が悪いので、農地の機能改善のため、農地造成を行います。借り人は、造成後に農地を購入する予定です。

5 番の申請者は藤川 様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字大塚 1580 番 1、市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は 330 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟、カーポート 1 棟の全体 92.31 m²で土地利用率は 27.97%です。

資金計画は、造成費 400 万円、建築費 4500 万円で、合計 4900 万円を借入金で賄うものです。

現在はアパートで夫婦 2 人で生活しており、将来子の面倒を見てもらうためにも、実家近隣において住居を構え永住したいと、実家近くの祖父の農地から市道に隣接している農地を選定し、本計画に至りました。

6 番の申請者は安藤 健宏様です。転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字下林荒神 4723 番 1 で大野原小学校から西約 1700m に位置し、市道に併せ地が接する第 2 種農地であり、転用面積は田 427 m²です。併せ地は宅地 71.78 m²、合計で 498.78 m²です。

利用計画ですが、居宅1棟112.35㎡で土地利用率は22.52%です。

資金計画は、建築費5000万円で借入金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、現在は、妻と子ども1人とアパートで暮らしていますが、今後の子育てのことも考え、実家の近くに建築したいと考え、親の所有農地の中から、申請地を選定し計画に至りました。

7番の申請者は株式会社 安藤工務店 代表取締役 安藤 健宏様で、観音寺市木之郷町に主たる事務所を置き平成30年設立、資本金500万円で、土木工事業を営む法人です。

転用目的は資材置場で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字下林荒神4723番2で大野原小学校から西約1700mに位置し、市道に併せ地が接する第2種農地であり、転用面積は田316㎡です。併せ地は宅地420.06㎡、合計で736.06㎡です。

資金計画は、造成費100万円を自己資金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、木之郷町の資材置場だけでは、手狭になってきており資材置場を探していました。今回家を建設するに当たり、隣接地を資材置場にすれば、効率よく作業できるため、申請地を選定し、転用申請に至りました。

現地調査を行った案件番号3番は、土地改良や水利の同意があり、隣接農地の同意もとれていることから、問題ないと判断しました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、私から補足説明します。別に問題ありません。

議長（会長） 2番、3番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番と6番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の14ページをご覧ください。

議案第5号 別紙記載の農地転用許可後の事業計画の変更については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）①の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和6年3月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。議案書ページをご覧ください。

1件目は、安藤 秀実さんの案件で、転用目的を住宅から貸資材置場に変更するものです。

申請場所は、5条申請の7番の併せ地になります。当初の予定では住宅を建築予定でしたが、5条申請の6番の計画で住宅を建て、4722-1では配偶者が経営する会社の資材置場として利用予定です。事業規模の拡大に伴い、計画変更に至りました。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の16ページをご覧ください。

議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和6年3月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請地は、観音寺市柞田町字中出で柞田町学校から東に約980mに位置し、登記地目は田または宅地、面積が合計で267㎡です。

過去の航空写真により、昭和26年頃から宅地の敷地として利用していることが確認できたため、非農地の認定基準の

「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」

に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思っております。1番について、富田 敏弘 委員から補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第6号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

議案第6号について説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。議案第6号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について 別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条及び第10条の規定により原案のとおり決定する。令和6年3月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の19ページをご覧ください。

こちらは、経営移譲年金による利用権設定の農用地利用集積計画総括表になります。今月は、経営移譲年金支給のため近隣の担い手への利用権設定が豊浜にて1件提出されております。

総括表にて設定面積は合計1,872㎡となっております。詳細は20ページ以降になります。

次の21ページをご覧ください。

こちらは、通常の利用権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、3月5日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和6年3月29日 公告(案)になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	1,609 m ²	豊田地区	1,498 m ²
高室地区	5,561 m ²	栗井地区	1,275 m ²
常磐地区	8,460 m ²	一ノ谷地区	3,212 m ²
柞田地区	1,664 m ²	大野原地区	26,096 m ²
木之郷地区	0 m ²	豊浜地区	811 m ²

です。合計、現況地目で田 59 筆、畑 0 筆、合計面積 50,186 m²において賃借権などの設定が提出されました。（継続 47 筆、新規 12 筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、22 ページから 34 ページに記載しております。

今月は 24 件の申出があり、賃貸借が 26 筆、使用貸借が 33 筆ありました。

今回の利用権の設定においては、別段特殊な案件はありませんでしたので詳細は省略します。

次に 35 ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したもので、令和 6 年 3 月 29 日 公告(案)になります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0 m ²	豊田地区	0 m ²
高室地区	0 m ²	栗井地区	3,985 m ²
常磐地区	1,410 m ²	一ノ谷地区	0 m ²
柞田地区	19,704 m ²	大野原地区	43,150 m ²
木之郷地区	11,477 m ²	豊浜地区	0 m ²

です。合計、現況地目で田 86 筆、畑 3 筆、合計面積 79,725 m²において賃借権などの設定が提出されました。（継続 3 筆、新規 86 筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、36 ページから 52 ページに記載しております。

今月は 35 件の申出があり、賃貸借が 53 筆、使用貸借が 36 筆ありました。

今回の貸借について、特に疑義となる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略します。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 6 年 4 月 1 日 付で設定される予定の貸借となります。

議案第 6 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 6 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 6 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 7 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第 7 号について説明いたします。議案書の 53 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画(案)」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を聴取する。令和 6 年 3 月 21 日 農業委員会 会長からの提出です。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定までは従前通りであり、また、機構の行う賃借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画(案)を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

今回は、農地利用権の移転等に伴う 5 件となっております。

所有者の意向により、機構専門員と相談し、農地の借受人を探したり、借受人の解約や農地の拡大意向等により、機構専門員を通じて権利移転が成立したりしたものになります。

詳しい権利の移転については 54 ページに記載しております。

権利の移転にかかる契約期間の終期は同じで、始期だけが今回新たに借受人になった方に移転した日 で更新されております。

今後の手続きについて、本定例会における農業委員会の意見を農地機構が集約し、促進計画を県知事 へ提出します。その後、認可・公告を経て、借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、令和 6 年 5 月 1 日 からとなります。

議案第 7 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 7 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 7 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 8 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 8 号について説明させていただきますので、議案書の 55 ページをご覧ください。

別紙記載の農地法第 18 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 9 の 2 の（2）のイの規定により、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 6 年 3 月 21 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 2 件です。次のページをご覧ください。

1 の申請者は所有者である行天 崇様です。申請地は残存小作地であり、申請の内容は、契約期間のない貸借契約の解除を求めるものです。

申請に至った経緯ですが、借人である耕作者が 10 年ほど前から農地を耕作しておらず、解約について所有者と耕作者が協議したところ、解約の合意を得られず、今回の申請に至りました。

借人の耕作者は、95 歳と高齢であり、介護が必要な状態です。このような状態で、借人が耕作を行うことは実質的に不可能と考えます。また、直系の相続人は存在せず、近隣に親族もいないことから、今後耕作が行われる可能性は低いと考えられることから、農地法 18 条第 2 項のその他正当の事由がある場合にあたり許可相当と判断するものです。

2 の申請者は借人で耕作者である石川 明子様です。申請地は残存小作地であり、申請の内容は、契約期間のない貸借契約の解約の申し入れを行うもので、借人である耕作者からの申請です。

申請に至った経緯ですが、借人である耕作者から所有者へ農地返還の申し入れを以前から行っていました。所有者が耕作できないことを理由に申し入れを断られていました。最近では、所有者が高齢となり、施設入所中であるため、代理人である所有者の娘の配偶者と協議を行いましたが、解約の合意が得られませんでした。借人である耕作者の石川明子さんも高齢となり、今後耕作の見込みが立たないこと、また借人からの解約の申し入れによる所有者への農地返還であることから、農地法 18 条第 2 項のその他正当の事由がある場合にあたり許可相当と判断するものです。

議案第 8 号については以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1 番について、山岡 都男 委員から補足説明をお願いします。

山岡委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、森川 敏博 委員から補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。議案第 8 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 8 号「農地法第 18 条の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和5年度第12回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後14時30分閉会>